

空き家流通促進に係る連携協定

高取町は、(公社)奈良県宅地建物取引業協会と空き家流通促進に係る連携協定を結んでいます。

このことにより、空き家所有者が情報提供の申込を町に行えば、町から空き家の情報を(公社)奈良県宅地建物取引業協会(以下、協会)に提供できるようになりました。



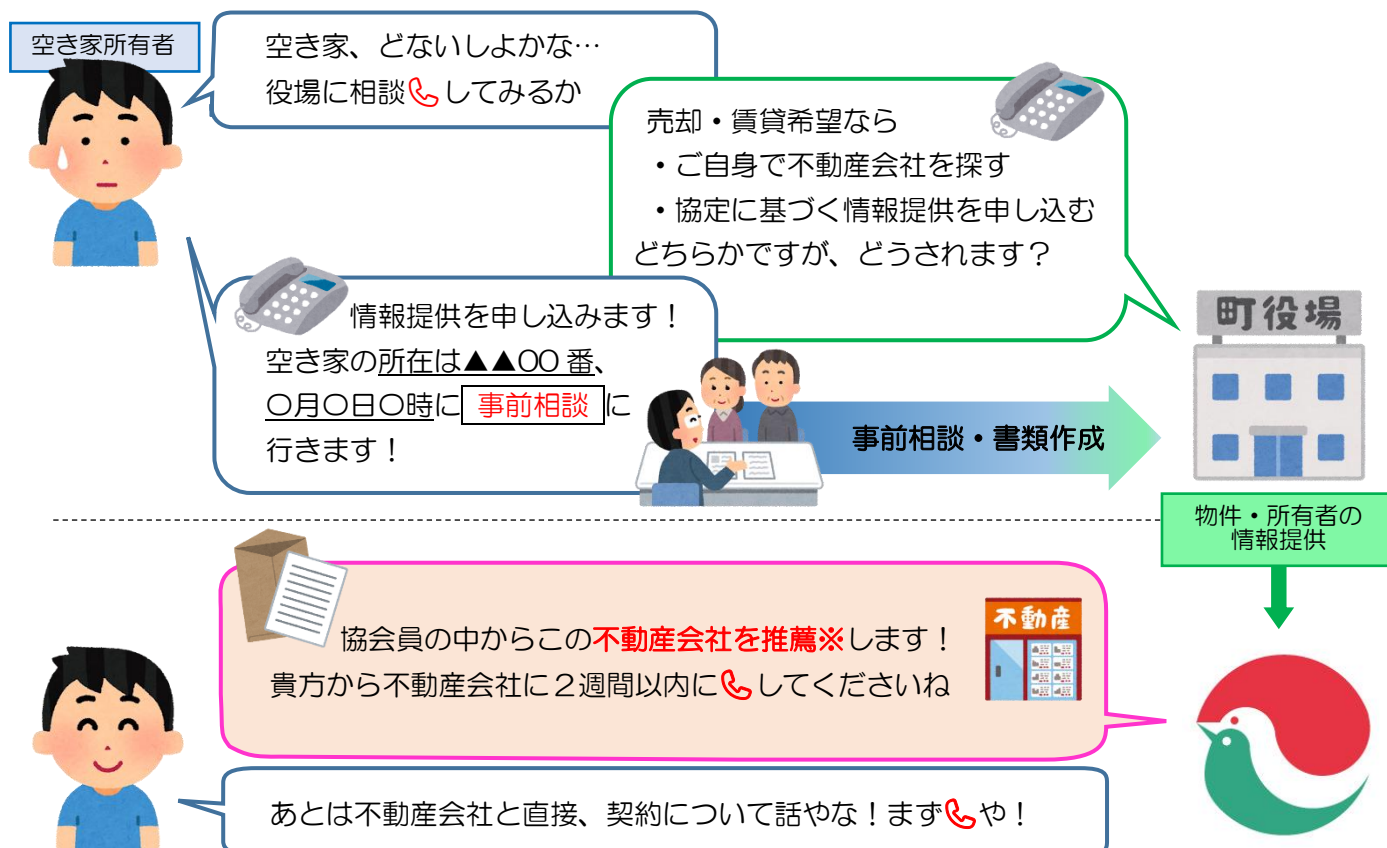
(公社)奈良県宅地建物取引業協会



宅地建物取引業者の品位の保持及び資質の向上、宅地又は建物の取引に係る業務の進歩改善に資することを目的に設立され、昭和34年に奈良県知事より認可を受けた公益法人です。

現在、会員数は約800社で、協会業務推進の敏速化を図るとともに、会員相互の協調の場として県内に9地区を設置し、業界への協力体制を維持しています。

協定利用の流れ



※空き家そのものや立地条件等によっては、**推薦不可**となる場合もあります。

…「接道がない」「土砂災害特別警戒区域内にある」等、買い手・借り手の見込みがないもの

…空き家の管理状態が悪く、周辺環境に与える影響から、流通を促進することが適当でない又は
困難と判断されるもの

推薦不可通知がきたら、補助金を利用して解体したほうがいいのかも…



まずはお電話ください

お電話の際に、「空き家の所在地番」をお伝えください

事前相談に向けて、役場は空き家の立地状況について調査を行います

…敷地面積、前面道路の幅員、都市計画区域、土砂災害特別警戒区域 など



「なにがわからないかわからない」という状態でも、
まずは一度お電話ください

「親の所有する空き家が気になって…」等のご相談にも
可能な範囲で対応します

※最終的な利用申込は所有者から行っていただきます

事前相談には、以下をお持ちください

【必須】位置図／写真（1ヵ月以内撮影・別方向から複数枚）／固定資産課税台帳（写）

【ある場合持参】登記簿（土地・建物）／建築計画概要書／完了検査済証

／同意書（申込者以外に権利者がいる場合）等



固定資産課税台帳（写）は、事前相談に来庁の際、
役場税務課で取得をお願いします！

※固定資産税は、課税額が一定未満の場合納税を免除されるため、
納税通知は届きませんが、台帳自体は作成されています

※納税通知が届かないことを理由に、空き家の所有者ではないと思い
込んでしまうと、法定相続人が何十人にも膨らんでしまうことがあ
ります。ご注意ください

空き家に関する情報は、以下の3種類に分けることができます

- ① 役場でわかること …法令に基づく区域／道路状況／固定資産の課税状況
- ② 役場以外の公的機関でわかること …登記情報（法務局）／建築時の許可等（中和土木事務所）
- ③ 所有者だけがわかる・決定できること …所有者の現住所・生存状況／同意取得／相続協議等

所有者だけがわかる・決定できることについては、所有者側での調査が必要です！

ご了承ください

- ・空き家の立地や老朽程度によっては、申込自体を受付できない場合があります。
- ・所有権を有する者全員の同意を得られないときは、申込を受付できません。
- ・申込に必要な確認が終わるまで、時間を要する場合があります。
- ・推薦会員とのやり取りについて、役場は責任を負いません。

問合せ先：高取町まちづくり課 TEL:0744-52-3334